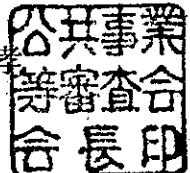


平成23年3月4日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会

会長 沖村 孝



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「審査会」という。）は、兵庫県知事から、平成23年2月23日に審査依頼を受けた兵庫県投資事業評価要綱第2条第2号の継続事業に係る審議案件「西紀生活貯水池建設事業」（以下「西紀ダム」という。）及び「金出地治水ダム建設事業」（以下「金出地ダム」という。）の2件について慎重に審議を行った。

その結果、「西紀ダム」及び「金出地ダム」については、「継続」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査会意見並びに個別事業毎の審査結果を十分に尊重し、整備効果の早期発現に向けた取り組みに努められたい。

記

I 審査会意見

今回の審議案件である西紀ダム及び金出地ダム（以下「両ダム」という。）については、国土交通大臣から平成22年9月28日付けの「ダム事業の検証に係る検討について」により兵庫県知事に対してダム検証の要請があった。

県では、両ダムの検証を進めるにあたり、ダム毎に設置した学識経験者・関係住民・県及び関係市町等で構成される検討会議において、国から示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、これまで整備を進めてきたダム事業に河川改修を併せた案と、ダム事業を含まない代替案について比較検討し、パブリックコメントの結果も踏まえ、いずれも、ダム事業を含む案が、環境への影響は比較的大きいが、低コストで実現性が高く、早期に効果が得られることから最も有効な対策であると結論付けられた。

今回の再評価にあたっては、この検証結果を踏まえて検討し、治水・利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の目標を達成するための対策の一環として、両ダムの事業継続を妥当とした。今後は、ダムの整備効果を早期に発揮するため、重点投資による事業の着実な推進に加え、工事工程の精査などによるさらなる工期短縮に努められたい。さらに、ダム完成後は引き続き、河川整備計画で目標とする治水安全度の確保に向け、河川改修を推進されることを期待する。

加えて、両ダムの検討会議での意見にもあるとおり、事業実施時のみならず供用後においても環境保全対策に取り組まれたい。

なお、両ダムともに検討会議やパブリックコメントでは、ダムの早期完成に対する地域からの強い要望がある一方で、ダム建設に慎重な対応を求める意見もあることから、県民に対して両ダムの建設について、必要性や効果等をよりわかりやすく丁寧に説明し、一層の住民理解に努めるとともに、完成後もダムの果たす役割を広く一般に伝えることができるよう、見学会の開催などを通し、県民の意識啓発に取り組まれたい。

II 個別事業毎の審査結果

1 ダム事業

(1) 西紀生活貯水池建設事業 西紀ダム（篠山市）

当該事業は、滝の尻川沿川の洪水被害を防除し、河川環境の保全等に必要な維持流量の確保および既得かんがい用水等の安定化とともに、篠山市西紀中地区の安定した水道水源の確保を図るために実施するものである。

現在、西紀ダムは、用地買収が完了し、付替道路工事を進めているなど本体工事に着手する条件が整うとともに、地元市では、西紀ダムと同時に供用できるよう水道事業を進めており、ダム建設により整備効果の早期発現が可能となることから、事業を継続することは妥当である。

なお、事業を継続するにあたっては、ダム湛水などによる自然環境への影響を極力低減するため、事業中はもとより供用後についても、キンランなどの貴重植物の移植等による保全や、貯水池の貧酸素化の防止など水質環境に対する適切な対策を講じるとともに、付替道路の法面等の緑化に際しては、ブラックリスト(兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(2010))の選定種を持ち込まないなど生物多様性の保全に配慮されたい。

(2) 金出地治水ダム建設事業 金出地ダム（赤穂郡上郡町）

当該事業は、鞍居川沿川の洪水被害を防除し、河川環境の保全等に必要な維持流量の確保および既得かんがい用水等の安定化を図るために実施するものである。

現在、金出地ダムは、用地買収が完了し、付替道路工事を進めているなど本体工事に着手する条件も整っており、加えて、早期完成に向けた地域からの要望も極めて高く、ダム建設により整備効果の早期発現が可能となることから、事業を継続することは妥当である。

なお、金出地ダムが建設される周辺地域にはマヤランなどの貴重植物が数多く存在することから、事業実施時の対策はもとより、供用後も引き続き、これまでの研究成果を活かしたモニタリングの実施などによりこれら貴重植物の保全対策に努めるとともに、付替道路の法面等の緑化に際しては、ブラックリスト(兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(2010))の選定種を持ち込まないなど生物多様性の保全に配慮されたい。